

令和2年4月施行

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 失権事由非該当申立書（配偶者用）

私は、「戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金」を受ける権利を取得してから令和2年3月31日までの間において、遺族（※）以外の者と事実上の婚姻関係になかったことを申し立てます。

令和 年 月 日

請求者氏名

※ 遺族とは、戦没者等の死亡当時、戦没者等と次の親族関係にあった者で、日本国籍を有していた者を指します。

- ◆戦没者等の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ◆上記以外の三親等内親族（戦没者死亡当時、戦没者等と生計関係があった者に限ります。）